

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 液化石油ガス器具等の追加

特定の携帯液化石油ガス用バーナーを液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく液化石油ガス器具等として追加するものとする。

（別表第一関係）

第二 特定液化石油ガス器具等の追加

特定の携帯液化石油ガス用バーナーを液石法に基づく特定液化石油ガス器具等として追加するものとする。

（別表第二関係）

第三 附則

1 この政令の施行期日について必要な規定を設けること。

（附則第一項関係）

2 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。

（附則第二項から第四項まで関係）